

○文部科学省令第十九号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項、第五条第二項及び第十七条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

あるものに限る。)の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものいづれかに該当するもの 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

3
4 ロ・ハ 「略」
〔略〕

(国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定)

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「略」

四 選考対象者又は給付奨学生(その生計維持者(扶養親族等)である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。)の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものいづれかに該当するものを除く。)が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であつて、令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上であるとき。

五 選考対象者又は給付奨学生(その生計維持者(扶養親族等)である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。)の扶養親族等である者及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものいづれかに該当するものに限る。)及びその生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。

備考 表中の「」の記載は注記である。

三億円未満であること。

3
4 ロ・ハ 「同上」
〔同上〕

(国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定)

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「同上」

四 選考対象者又は給付奨学生(その生計維持者(扶養親族等)である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。)の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものいづれかに該当するものを除く。)が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であつて、令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上であるとき。

五 選考対象者又は給付奨学生(その生計維持者(扶養親族等)である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。)の扶養親族等である者及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものいづれかに該当するものに限る。)及びその生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。

〔同上〕

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(子に類する者)
 第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族等（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項ただし書に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族（同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この条において同じ。）（当該生計維持者が同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者）である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族として生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）及び生計維持者のいづれかの尊属である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいづれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。

第十条 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、次のいづれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。
 イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項

(子に類する者)
 第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいづれかの子を除く。）である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいづれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。

第十条 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、次のいづれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。
 イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の

の文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 「略」

四 「略」

3
7 「略」

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ 「略」

二 「略」

2
6 「略」

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のい

文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 「同上」

四 「同上」

3
7 「同上」

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ 「同上」

二 「同上」

2
6 「同上」

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のい

れにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九條第二項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二五 「略」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなかつた場合
- (2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となつた場合
- (3) 「略」

七 十 「略」

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一五 「略」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

- イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維

れにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九條第三項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二五 「同上」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなかつた場合
- (2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となつた場合
- (3) 「同上」

七 十 「同上」

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一五 「同上」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

- イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>3 七 口 5 5 十 「略」 「略」</p> <p>(2) 持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に 係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の いずれかに該当することとなった場合 (3) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の 扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係 る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数 の合計が三人以上となった場合 「略」</p>
	<p>3 七 口 5 5 十 「同上」 「同上」</p> <p>(2) 持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係 る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のい ずれかに該当することとなった場合 (3) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の 扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係 る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数 の合計が三人以上となった場合 「同上」</p>

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。